

## 第2章 生活環境影響調査項目の選定

### 2.1 生活環境影響調査項目

生活環境影響調査の項目を表 2.1.1 に示す。

なお、生活環境影響調査の項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省、平成18年9月；以下「生活環境影響調査指針」という。）に準じたほか、生活環境影響調査指針に記述がない項目については、事業内容と立地条件、市民からの意見を勘案して市が設定した。

表 2.1.1 生活環境影響調査の実施項目等

調査事項		生活環境影響要因	供用					
			煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	施設の存在
		生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	●					
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	●				●	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	●				●	
		塩化水素 (HCl)	●					
		ダイオキシン類	●					
		その他必要な項目 (水銀)	●					
	その他必要な項目 (微小粒子状物質)	●						
	騒音	騒音レベル			●		●	
振動	振動レベル			●		●		
悪臭	臭気指数 (臭気濃度)	●			●			
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)		△				
		浮遊物質量 (SS)		△				
		その他必要な項目 (健康項目)		△				
その他	動物						●	
	植物						●	
	景観						●	

注) ●：現地調査、予測ともに実施する項目、○：予測のみ実施する項目、△：現地調査のみ実施する項目  
 は、「生活環境影響調査指針」記載外の項目

## 2.2 選定した項目及びその理由

### 2.2.1 大気質

焼却施設の稼働により、煙突から硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀が排出される。また、施設への廃棄物の搬入に伴い発生する運搬車両の走行により、車両から窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が排出される。このため、焼却施設稼働時の排ガス及び廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響について調査の対象とした。

### 2.2.2 騒音

焼却施設の稼働により、機械設備から騒音が発生する。また、廃棄物の運搬車両から騒音が発生する。このため、焼却施設稼働時の設備機械からの騒音及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の影響について調査の対象とした。

### 2.2.3 振動

焼却施設の稼働により、機械設備から振動が発生する。また、廃棄物の運搬車両から振動が発生する。このため、焼却施設稼働時の設備機械からの振動及び廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の影響について調査の対象とした。

### 2.2.4 悪臭

焼却施設の稼働により、煙突からは臭気を伴う排ガスが排出される。また、施設からごみ由来の悪臭が漏洩する恐れがある。このため、焼却施設稼働時の排ガスの悪臭の影響及び施設からの悪臭の漏洩の影響について調査の対象とした。

### 2.2.5 水質

水質については直近河川の現地調査のみを対象とした。

### 2.2.6 動物

施設の立地に伴い、計画地及び周辺地域に生息する可能性のある貴重な動物について、生息状況に影響を及ぼす可能性が想定される。このため、貴重な動物の生息状況への影響について調査の対象とした。

### 2.2.7 植物

施設の立地に伴い、計画地及び周辺地域に生育する可能性のある貴重な植物について、生育状況に影響を及ぼす可能性が想定される。このため、貴重な植物の生育状況への影響について調査の対象とした。

### 2.2.8 景観

施設の立地に伴い、周辺の日常景観及び眺望景観に変化が生じる。このため、施設の立地に伴う景観への影響について調査の対象とした。

## 2.3 選定しなかった項目及びその理由

### 2.3.1 水質

焼却施設のプラント排水については、排水処理装置で処理した後、下水道に放流するため、河川等公共用水域への排水はない。事業所等からの生活排水については公共下水道に接続する。

雨水については、地下浸透を基本とする。廃棄物等は全て屋内に保管するか、適切な容器内に保管するため、汚染物が雨水とともに流出する恐れはない。

以上の理由より、周辺河川の水質の現況把握は行うものの、将来の河川水質への影響予測は行わなかった。